

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕





専決第1号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時及び場所	日時 令和4年9月9日(金) 午後3時頃 場所 佐野市黒袴町1309番地 黒袴町緑地
3 発生時の状況	黒袴町緑地において除草作業をしていたところ、小石が弾け飛び、駐車していた相手方車両の後部窓ガラスを損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容及び額	車両修繕費 144,144円
6 和解日	令和5年1月27日
7 略図	